

第 4663 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行  リーダスクラブFAXニュース  (2013年)平成25年 2月 6日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ④ 雇用促進税制の中小企業者等の判定

**Q**：雇用促進税制は中小企業者に少し有利になっていますが、中小企業者かどうかは、いつの時点で判定するのですか？

**A**：適用年度終了の時の現況によって判定します。

### 【解説】

雇用促進税制とは、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する事業年度（適用年度）において、雇用保険の適用事業者である青色申告法人（風俗営業等を営む法人は適用外）が、雇用者数の増加等について次の一定の要件を満たす場合において、その事業年度の法人税額から20万円にその法人の増加雇用者数を乗じて計算した金額（当期の法人税額の10%（中小企業者等の場合は20%）を限度とします）が控除できるというものです。

- ①その法人の基準雇用者数が5人以上（中小企業者等の場合は2人以上）であること
- ②その法人の基準雇用者割合が10%以上であること

※基準雇用者割合とは、基準雇用者数の適用事業年度開始の日の前日を含む事業年度終了の日における雇用者の数に対する割合をいいます。

- ③その法人の給与等支給額がその法人の比較給与等支給額以下であること

ところで、この中小企業者等に該当するかどうかは、いつの時点で判定するかですが、これについては、適用事業年度終了の時の現況によって判定することとなっています。

